

袋井市都市計画審議会

会議録

情報公開用

開催日 平成21年11月25日(水)

場 所 袋井市役所 302会議室

【午前 9 時 30 分：開会】

伊藤係長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、袋井市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、委員 15 名中、12 名のご出席をいただいておりますので、都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしております。

本日の審議会は、事前に配付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画係の伊藤と申します。よろしくお願いたします。

次第の 2 番 市民憲章唱和をお願いします。

(市民憲章唱和)

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市長挨拶

伊藤係長

それでは、次第に従いまして、委員の皆様方をご紹介させていただきます。

お手元の本審議会の「資料編」の 1 ページに、委員名簿を付けさせていただきますので、ご参照いただきたいと思います。

委員の皆様には、委員改選によりまして、平成 21 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの 2 年間の任期で、委員を務めていただくことになっております。

委嘱状につきましては、ご就任の際にそれぞれお渡しさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改選におきましては、前会長の鈴木忠彦さんが退任され、本日はご都合により欠席されておりますが、名簿の 7 番の斉藤次義委員が新たにご就任いただいております。その他の皆様は、それぞれ再任をさせていただきますこと、お一人お一人の紹介は省略させていただきます。

なお、本日はご都合により、斉藤委員のほか、新海智美委員、山田宏委員は欠席されておりますが、以上 15 名の皆様でございますので、2 年間、よろしく願いたいと思います。

次に会長の選出でございますが、資料の 2 ページをご覧ください。選出方法は、袋井市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定によりますと「第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者、いわゆる学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙により定める。」こととなっております。

また、4 ページでございます運営規程第 2 条第 3 項の規定では、「委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。」となっております。

できましたら、指名推薦の方法で、進めさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

異議なし の声

伊藤係長

ありがとうございます。

それでは、指名推薦による会長選出とさせていただきます。

会長の指名推薦にあたりまして、皆様方からご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員

前回の任期中、会長代理を務めていただいていた原田清司委員が、良いのではないかと思います。

伊藤係長

ただ今、委員から原田清司委員さんのご意見がございました。

原田委員に願いたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

異議なし の声

伊藤係長

それでは会長は、原田清司委員に願いたいと思います。

恐れ入りますが、会長席へお移りください。

それでは、新会長より、ご挨拶をお願いいたします。

原田会長挨拶

伊藤係長

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからは次第に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

原田会長

審議事項に入ります前に、会長代理の選出をしたいと思います。

本審議会条例第6条第3項の規定により、「会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、私から指名をさせていただきます。

本日は、ご都合により欠席されておりますが、会長代理を、斉藤次義委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし の声

原田会長

ご異議がないようですので会長代理は、斉藤次義委員にお願いいたします。斉藤委員には、後日事務局から連絡をしてください。

次に、都市計画審議会運営規定第5条第1項の規定により議長及び議長が指名した委員1名が会議録に署名をすることとなっておりますので、私から指名させていただきます。

署名人は、永井靖子委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし の声

原田会長

ご異議がないようですので、会議録署名人は、永井委員にお願いいたします。それでは、これより審議に入ります。

今回の審議事項につきましては、配布された資料のとおり協議事項1件、報告事項1件の2件となっております。

最初に、「協議事項1 屋外広告物の許可基準及び規制方針について」を議題

といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

都市計画課長

説明

伊藤係長

資料 1 - 1 (前回の都市計画審議会の意見に対する回答) の説明

それから、前回の審議会でご質問がありました平成 20 年度に実施いたしました屋外広告物の現況調査の結果について、数字を整理して参りましたので、ご報告いたします。

平成 20 年度末現在の屋外広告物の申請登録件数と登録されている屋外広告物の件数でございますが、

自家広告物につきましては、申請登録件数が 222 件、屋外広告物件数が 871 件、案内広告物につきましては、申請登録件数が 56 件、屋外広告物件数 1,064 件、一般広告物につきましては、申請登録件数が 2 件、屋外広告物件数 11 件、合計いたしますと、申請登録件数が 280 件、屋外広告物件数 1,956 件となっております。

また、平成 20 年度の屋外広告物現況調査による設置されている屋外広告物の件数につきましては、第 1 種普通規制地域に 2,695 件、第 2 種普通規制地域に 164 件、第 1 種特別規制地域に 2,743 件、第 2 種特別規制地域に 449 件が設置されており、合計いたしますと 6,051 件となっております。

規制区域にある屋外広告物数の合計は、6,051 件となります。この現況調査は個別の屋外広告物の大きさを計測してございませんので、これらの中には申請を要しない物も含まれるかもしれませんが、既に申請登録がされている 1,956 件を除いた約 4,000 件について、今後登録申請の必要の有無等を精査し、適切な規制誘導を図る必要があるものと考えております。

また、市の条例及び規則の制定により新たに規制区域となる地域に掲出されている屋外広告物は、877 件ございました。

原田会長

ただいま、「協議事項 1 屋外広告物の許可基準及び規制方針について」事

事務局から説明がありました。

ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

委員

今回の改正で、新しく規制されるところができるということですね。先ほどのお話だと、新たに規制の対象となる看板も即だめということではなく、改めて申請が必要なときに、新しい基準で指導をすることになる。今ある看板は、そのまま許可をしていきたいということですが、既に設置をされていて新たな規制に適合しない物に対しては、行政は撤去をするという権限をもっているかを聞きたい。

事務局

今ある屋外広告物のことですね。今ある物が、後に規制が厳しくなったことによって基準の適合からはずれてしまうという場合は、既得権といいますが、そうした権利を認めることを通例といたしておりまして、規制内容を厳しくしたからすぐに撤去しなさいということとはできないこととしています。

今回袋井市が制定する条例や規則においても、既存不適格として認めた上で、なるべく早く基準に従ってもらうようにする。看板の書き換えをする時には必ず申請してもらうように、できるだけご協力をいただいて、早く基準に適合するよう働きかけをしていきたいと考えています。

原田会長

他に

委員

商業サイドから考えますと目立つ看板というのは、商いを進める上では当然必要な部分であろうと思っています。

そういう中で、先ほどご説明がありましたが、個人の感覚、看板を見てこれはちょっとまずいな、これは許せるなという感覚も大きく違うかと思えます。

まずは、商業サイドからの議論や感覚を踏まえた中で、基準を検討されたのか。

また、逆にいうと道路の沿道の規制が図られるわけですが、それぞれの地域の実情によって判断基準を少し変えていくようなルールが必要でないかなという感じがいたします。この点についてコメントをいただきたいと思えます。

そして、もう一点は、新たに条例を制定していくということで、今、現況調査の結果として、数字をご報告していただきました。

今後、看板を設置されている方への周知は、どのような方法を考えているか、この3点をお聞きしたいと思います。

事務局

まず、1点目の商業サイドからの視点ということですが、やはり看板については、経済活動としての側面もございますし、看板類は活気とか賑わいを出すためや、目的地を案内するという利便性という面がございますので、規制の基準につきましては現状と変えないということを基本といたしました。

急に規制の基準を強化するのではなく、今ある基準と同じにしていくことが、一番そういった経済ベースや商業サイドからも理解されやすいといいますが、先程申しました活気や賑わい、利便性といったものを阻害しないのではないかとということで基準を考えました。

ただ、景観計画の中で、袋井市の特徴的な風景であります「農の風景」、田んぼが一面に広がっているところに、一般広告物という、そこにお店をもっていない人がバーンと大きな看板を出してしまうということは、やはり望ましくないのではないかとということで、新たに規制するエリア、路線についてはそういった田んぼのところを走っている市道や県道を規制の路線に加え、この路線から100m以内は、一般広告物が出せないように規制エリアの拡大を考えてございます。

さらに、ローカルなものということでございますと、商業地域である袋井駅前とか、その周辺のところについては、JR東海道線や新幹線の線路から近いものですから、本来は特別規制地域にすべき地域ですが、一番賑やかにすべき商業エリアということで、一番規制が弱い第2種普通規制地域にしてあります。その沿線上のところも特別規制地域ではなく第1種普通規制地域ということで、賑やかにすべきところはこのように、少し規制を緩めてございます。

さらにローカルな規制ということでは、厳しい規制を必要とする際には景観保全型広告整備地区という制度も設けることとしております。こうした地区に指定する際には、都市計画審議会に諮問をいたしまして、ここの地区には、小さな広告しか許可をしないと、周りの景観と調和した色で統一を図りましょ

うといった規制を行う地区を指定できる規定を条例の中に定めてございます。

現段階では、こうした地区の指定については特段考えてございませんが、地区の方から要望がでた際には、対応できるように条項の方は入れさせていただいております。

規制区域の拡大前に設置されている屋外広告物については、既存不適格として、掲出内容の変更を行うまで、掲出を認めることとする方針でございますが、できるだけ新たな基準に沿った掲出や申請をしていただけるよう、現況調査時に撮った写真で確認をいたしまして、看板の設置業者や広告主の方々に、「袋井市が独自の条例を制定し、規制誘導を行います」ということを、条例と規則が制定された後、速やかに周知やお知らせ、お願いをして、少しでも多くの方々にご協力いただけるような対応をしてまいりたいと考えております。

原田会長

はい

委員

ありがとうございました。

商業サイドの考えからも検討をされてきたということと思います。

最近、いろいろなイベントの事前周知ということで、街角などにフラッグを立てている状況が見られます。

こうしたことは、イベントを成功させるための手段、また、その地域を賑やかすための手段という形では、良いのではないかと私自身は思うのですが、フラッグ等についての考えは、いかがでしょうか。

事務局

交通安全週間や、イベントなどで行政が設置するものや、それと同調して市民団体に設置していただいているものについては、これまで同様に規制の対象にはならないように考えております。

ただ、そうしたのぼりなどでも、歩道脇に設置されていて、なびいた時に歩行者に危険だといったご連絡などがあれば、設置者にご連絡をして、設置位置を変えていただくようお願いをすることがございます。

捨て看板についても放置されたままになってしまうことが多くございます。

これらも届け出がされてないものですから、そうしたものはパトロール時に

見つければ、看板主に撤去の指示を出したり、時には道路管理の担当職員と一緒に撤去をして回ったりいたします。少し前になりますが、一時期麻雀店の看板が道路の植栽のところに非常に多く設置されたときには、維持管理課と一緒に回りまして撤去をしたという状況もございます。

原田会長

他にございませんか。

はい、どうぞ

委員

構造についてですが、海辺に近いところと駅周辺のところでは、耐久年数がだいぶ変わってくると思いますが、そういったところの年数の基準というのは、どのようにお考えでしょうか。

事務局

一般的に許可の期間は、2年間にしておりますが、鉄骨等で頑丈にしてあるものについては、堅ろうなものということで3年間という許可期間にしております。

ただ、先ほど申しましたとおり、危険なものについては、撤去したり、修繕したりするようという措置命令ができますので、例えば、海の方に近いところで海風にあって少し錆が出ているよということがパトロールで分かたり、市民の方から危険ではないかといったご連絡をいただいて、危険な状況が確認できれば、許可の期間があっても速やかに、その看板の設置業者さんにご連絡をして、適切な対応をするように指導をしてきてございます。

先だっの台風の時も、看板が倒れたり、傷んだりしましたので、その翌日にパトロールを行いまして、申請が出ている看板、出ていない看板を含めて安全な状態を維持するように確認・指導する義務が私たちにはございますので、看板の設置業者にご連絡をしたり、壊れて道路上に倒れている看板を歩道の脇に移して、すぐに撤去するよう指導したりとか、パタパタと一晩中音がしている看板がある旨の連絡をいただきましたので、そういった看板を設置した業者には、改めてしっかりと設置し直すように指導をしたところでございます。

原田会長

屋外広告物の設置許可の更新の時に、写真を添付していただいて、腐食等が

ないか確認をしているということですね。

事務局

屋外広告物につきましては、許可の更新の際に、申請者や管理者に広告物の状況をチェックしていただき、申請時の添付図書として写真を付けていただくことになっております。また、構造的な部分につきましては、建築基準法による建築確認等が必要な大型のものにつきましては、建築の基準に適合し構造的に大丈夫なものかというチェックも、あわせて行っております。

更新の際にも、管理者に屋外広告物の状況をチェックしていただきまして、その確認内容をチェック表に基づきまして申請時に確認をしております。

また、市民等から通報がありましたら、その看板につきましては、市の職員が現地を確認して、不都合な部分があれば指導させていただくという体制の中で実施をしてございます。

原田会長

よろしいですか。

委員

はい

原田会長

他にございませんか。

それでは、他にもないようでございますのでこの議第1号屋外広告物の設置基準及び規制方針については、ただ今の意見を参考にして、本案を基本に進めていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

次に、「報告事項1 袋井市緑の基本計画の策定状況について（中間報告）」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

都市計画課長

（説明）

原田会長

ただ今、報告事項1 袋井市緑の基本計画の策定状況ということで事務局が

ら説明がございましたが、このことについてご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

委員

都市公園、公園緑地ということで、3ページに示されておりますが、この地域に住んでおりますので、質問をさせていただきます。

過去に、合併のずっと以前ですが、袋井市の運動公園計画というものがありました。

平成2年に村松西公会堂で、地権者に対して説明会がされました。

そして、その後、ご案内のとおり県の総合運動公園エコパができましたので、それはそれとして大変結構なことだと思いますし、8万7千人の市に今さら大きな予算をもって運動公園をつくるのは、少し考えられない問題ではなかろうかと思っています。

できることであれば、県の運動施設であるエコパを市民として最大に利用をしていただく中で、今、それぞれお示しいただいた緑の保全ということに努めていただくのが市の方針であり、基本であろうかと思えます。配付資料の中に風致公園というのがありますが、表を見ますと平成37年までの整備目標は0になっているわけですが、ご案内のとおり歴史の郷でもある油山、可睡斎、その油山の丘陵地は、緑が大変豊富です。

私も昨年来、地域の実情を見てまいりました。そうした中では、絶滅したと思われるような植物、あるいは昆虫も、まだまだ豊富に生息をしております。

それから、40年前に静岡カントリーが進出したときに、自然環境の調査をいたしました。それと対比してみますと、今、失われていく野草とか昆虫は確かにあります。しかし、今のうちでしたら次世代へ残せる地域になろうかと思えます。

そういうことを考えますと、ここを風致地区として指定をし、その中で緑地公園としての整備を進めていただき、市民の憩いの場とするとともに、現在ある自然等を保持、後世に残していくには、やはり風致地区的な指定を早めにしていただくことが、私は地元におりまして一番いいのではないかと常々考えております。これは、健康文化都市であるということの基本でもあると考えますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

事務局

資料の 46 ページをお開きいただきたいと思います。

この 46 ページの図の中で、紫色の部分が、委員からご指摘いただきました風致地区や緑地保全地域としての指定を検討する地域でございます。ご発言がありました村松の地区についても、今回の計画の中では、こうした検討をする地域ということで、位置付けをして参りたいと考えております。

また、村松地区につきましては、42 ページにございます主要な都市公園等の表の中で、村松地区の緑地という名称で記載をしております。村松地区には非常に貴重な自然等もございますので、そうした緑地の保全・活用がなされるよう、整備年度と区域の面積については未定ではございますが、こうした位置付けをして参りたいと考えております。

委員

今の段階では、了解をいたします。

元々、ここを市の運動公園として指定された歴史があり、先ほど触れましたが平成 2 年に行政から説明会をしていただいております。

地権者のみならず地域や多くの市民は、指定された 40 万平米の土地は、今後どのようになっていくのかなあという見方をしております。

私は、むやみに山を削ってしまうような時代ではないと思います。そうした意味では、村松地区は袋井市内で比較的自然が保たれている地域だと思います。

市の鳥の指定をするということですが、あの山林の中に入りますと、40 数年前にヤマハテストコースが進出したときの調整池が、荒放題になっています。調整池ですのでかたちがございますが、雑木林になってしまっています。不法投棄などもかなりありますので、そんなことも含めて、私は地域を代表する立場として山の中に入りましたが、蝶類の豊富なことにはびっくりいたしました。

県の鳥であるサンコウ鳥は、夏鳥ですので夏でないと見られないのですが、山林を含めてこの可睡、油山には、大変多く生息をしております。今年の夏入りしました時には、カワセミがおりました。

そんな自然の中に貴重な植物、は虫類、袋井市内にはあまりいないのですがカラス蛇という毒をもった蛇なども生息しておりますので、今でしたらそうしたものを風致地区、あるいは緑の公園という形で保存をしていただければと思

います。猿万部池の中には、いもり、赤腹のトカゲがおります。

あの辺でないとないもののがかなりおりますので、そうした意味ではなるべく早く方針を出していただくということが、地域住民としても期待が持てることであろうと思います。

どうなるのかなということも、ここ2～3年は聞かれております。市街地から近いわけですし、貴重な自然がある地域ですので、是非とも自然公園的なものとするのが地域を生かしていくことになりまして、市民の憩いの場にもなるかと思っております。少し議題とは離れたかもしれませんが、せっかくの機会ですので、是非お考えを一步進めていただけるようよろしくお願いします。

原田会長

風致地区に指定されますと建ぺい率や容積率等の規制が強くなるものと思っております。ですから、委員が言われましたように規制することで守られる部分もありますが、規制を受けて不便になる部分もでてくるということがあります。

十分に検討されて、できるものなら、なるべく早くしていくということがありがたいなと思っております。よろしくお願いします。

何かご意見ございますか。

事務局

委員から経過も踏まえてお話いただいたところでございますが、当時、村松総合運動公園ということで、地元の説明をさせていただいた経過がございます。

しかしながら、この緑の基本計画の中では、村松地区の緑地という表現をさせていただいておりますのは、平成4年に県から小笠山総合運動公園の建設計画が発表され、これに伴いまして、施設や利用面からの重複を避ける必要性から、当時の計画をそのまま進めていいのかどうか議論をさせていただきながら進めてきたところでございまして、村松地区の緑地ということで表記はしておりますが、具体的な内容は定まっているわけではございません。

本日いただきましたご意見等を参考にさせていただくとともに、原田会長さんからお話がありましたように、風致地区につきましては、制限というものが生じて参りますので、地域の皆様と十分協議し、ご理解をいただいた中で進めていかないといけないと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

原田会長

よろしいですか。

委員

良いです。

原田会長

他にございませんか。

委員

42 ページの主要な都市公園という表の中で、その他の施設緑地ということで、市民墓園周辺の緑地という記述がありますが、面積等は未定となっております。

墓地を希望する人が多いということもあり、平成 20 年度に市民墓地公園を指定して事業を進めるということでした。20 年度の予算も繰越明許で 21 年度に繰り越して今年度に場所を決定していくということになっているわけで、平成 23 年度には立ち上げていくということのようであります。

来年の 2 月にも、都市計画審議会があるわけですので、その検討状況を見ながらこれを入れていくということではないのかなと思っておりますが、平成 27 年以降の計画の中にはしっかりこうしたものを位置付けていくべきではないかなと考えますので、見解をお尋ねします。

事務局

資料の 42 ページの下から 2 番目に、市民墓園周辺の緑地という表現がございますが、市民墓園につきましては、ご承知のとおり環境政策課で、位置や規模の検討をさせていただいているところでございまして、位置や規模が定まった上で、緑の基本計画における取扱いに連動していくということで考えてございます。

まずは、担当課において市民墓園の内容を定め、そうした状況になれば、緑の基本計画の中に位置付けていく必要がございますが、今の段階におきましては、やはり具体的な場所や面積等が決定されていない状況ですので、決まり次第、表記を修正していく方向で考えてございます。

今の段階では、市民墓園の大本のところが決まがされていない状況でございますが、その周辺には緑等の確保も必要になってまいりますことから、今回こういう表現をさせていただいております。

今後も墓園に関する検討の進捗状況にあわせて進めて参りたいと考えております。

原田会長

よろしいですか。

委員

はい

原田会長

ほかにご意見ございませんか。

委員

浅羽の海浜公園の件でございますが、これは市長の公約に入っています。

それから総合計画にも位置付けられていることでもありますので、整備していくということをお願いしたいなということと、小笠山山麓の工業団地の開発も総合計画の中に入っているわけですが、その辺とこの緑地の関係の整合をどのように図っていくのかということのご説明をお願いします。

原田会長

はい

事務局

海浜公園につきましては、合併の時の新市建設計画の中で位置付けがされたものでございまして、福田港の「ふるさと漁港構想」と合わせてその東側を海浜公園として整備してはどうか。また、浅羽の球技場の周辺を再整備していくことではどうかという、様々な検討を企画政策課において進めているところでございます。

先程の墓園と同様に、位置や規模などが定まった段階で、記載すべきと考えてございますので、現在は、浅羽海浜公園という名称のみを記載させていただき、整備規模や時期は未定ということにさせていただいてございますので、ご了承をいただきたいと思っております。

原田会長

はい

事務局

それから、もう一点、小笠山山麓の開発の関係でございますが、産業環境部

を中心に面積をはじめ、いろいろと検討をさせていただいている状況でありまして、先ほどの墓園などと同様に、議会の中でもご意見いただきながら進めているところでございます。

基本的には、都市計画マスタープランにおける数字に合わせて、計画を策定してありますが、規模等がある程度固まった中で、上位計画と整合性を図りながら、関連する記載をしていきたいと考えています。

なお、先ほどご説明いたしました資料の 40 ページでございますように、開発において緑が減少する傾向が見られますことから、開発における緑化の目標ということを強調させていただいているところでございます。

こちらの記載の(1)の一番下に、印で森林法や工業立地法に基づく緑地確保の基準が、緑化の目標量を上回る場合は、確保量の多くなる基準を優先するというので、図でお示ししている割合以上の緑化が必要になってくる場合もでございます。

開発の内容、開発周辺の緑の状況などを踏まえた中で、開発と緑化の整合性を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、小笠山山麓の開発につきましては、具体的な区域等がはっきりした段階で、緑の保全等の計画の中に含めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

原田会長

よろしいですか。

委員

はい

原田会長

他にご意見ございませんでしょうか。

では、ないようでございますので、報告事項1 袋井市緑の基本計画の策定状況中間報告これについては、ただいまの意見を参考にしながら進めていただければと思います。以上とさせていただきます。

本日、予定をいたしました協議事項・報告事項についての審議は、終了いたしました。皆さんご協力ありがとうございました。

後の進行は、事務局へお返しいたします。

伊藤係長

ありがとうございました。

その他としまして、事務局からご連絡いたします。

次回の都市計画審議会は、年明けの2月を予定しております。

近くなりましたら、皆様にご連絡をさせていただきますのでよろしくお願い
します。

それでは、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、袋井市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

【午前 11 時 15 分：閉会】

会議録署名人

印

印
